令和５年７月２５日　　開　会

令和５年７月２５日　　閉　会

第２回　　総　会　議　事　録

十　日　町　市　農　業　委　員　会

第２回十日町市農業委員会総会議事録

１．開催日時　令和５年７月２５日（火）午後２時５１分から午後３時５７分
２．開催場所　中里庁舎３階　大会議室

３．出席委員
①農業委員　２３名
会　　長　８番　村山　隆義
会長職務代理　７番　古髙　悟

１番　南雲　正隆	９番　田村　実義	15 番　佐藤　三代治	21番　根津　徳男
２番　村越　益男	10 番　村山　浩一	16 番　児玉　芳洋	22番　福嶋　恭子
３番　樋口　則雄	11 番　水落　孝夫	17 番　樋口　正州	23番　村山　太郎
４番　富井　公一		18 番　北村　公太郎	24番　吉楽　広志
５番　岩田　稔	13 番　佐野　幸男	19 番　菅井　太一	
６番　長谷川　東	14 番　髙橋　松雄	20 番　若井　君男	

欠席委員　12番　髙橋　清一

②推進委員（招集委員　33名）

１番　庭野　誠一	10番　小林　勉	19番　藏品　茂昭	28番　山賀　巳喜夫
２番　真霜　賢一	11番　小海　雅秀	20番　内山　浩樹	29番　松山　邦夫
３番　阿部　隆	12番　上村　晴彦	21番　髙橋　勝久	30番　佐藤　一重
４番　德永　稔	13番　金澤　富治	22番　登坂　一夫	31番　相澤　成一
５番　中島　正	14番　金澤　拓男	23番　小柳　利勝	32番　村山　幸夫
６番　池田　征一	15番　小海　輝忠	24番　樋口　勝也	33番　江口　隆雄
７番　宮内　隆和	16番　樋口　倉藏	25番　山本　久	
８番　山田　幸太郎	17番　佐藤　正一	26番　鈴木　幸榮	
９番　綱　大介	18番　髙橋　勝則	27番　吉楽　一馬	

欠席委員　なし

４．議事日程
日程第１　議事録署名委員選出

日程第２　農地法等の規定に基づく報告について
報告第１号　農地法第18条６項の規定による通知について（2件）
報告第２号　農地転用事実確認願いについて（8件）
報告第３号　農地法の適用を受けない事実確認願いについて（5件）

日程第３　農地法の規定による許可申請処理について
　議案第１号　農地法第５条の規定による許可書の取消申請について（1件）
　議案第２号　農地法第３条の規定による許可申請について（10件）
　議案第３号　農地法第４条の規定による許可申請について（1件）
　議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について（6件）

日程第４　十日町市農用地利用集積計画について
　議案第５号　十日町市農用地利用集積計画について
　　・新規（5件）
　　・再設定（3件）

日程第５　十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
　議案第６号　十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

日程第６　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について
　議案第７号　農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について

その他

５．農業委員会事務局職員

本局	局長	富井　悟		中里事務所	主査	上村　知誉	
本局	農地係長	柳　秀人		松代事務所	主事	柳　裕子	
本局	主任	田村　聡子		松之山事務所	主査	高橋　松由	
川西事務所	副参事	相澤　正和					

６．内容説明を要請した者の氏名
　内容説明者：農林課農業企画係　　主任 野﨑 雄太
　　〃　　主事 関口 祥太

７．会議の内容
　別紙の通り

７．会議の内容

村山議長　それでは、これより第２回農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席状況ですが、12番委員より欠席届が出されておりますので、24名中１名欠席でございます。在任委員の過半数が出席でありますので、第２回総会が成立することを宣言いたします。

次に、日程第１、「議事録署名委員の選出」でございますが、議長に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、指名させていただきます。第２回総会議事録署名委員は、１番委員と２番委員のご両名からお願いいたしたいと思います。あわせて、記録については事務局に一任願えれば幸いですが、いかがでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしということでございますので、そのように進めさせていただきます。

次に、日程第２、「農地法等の規定に基づく報告について」でございます。報告事項は第１号から第３号まででございますが、全ての報告が終わりました後にご意見、ご質問を頂戴いたしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

では、事務局、報告をお願いします。

【報告第１号～第３号説明】

村山議長　ただいま事務局より第１号から第３号まで報告がございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では続きまして日程第３、議案第１号「農地法第５条の規定による許可書の取消申請について」１件の申請が出ておりますので、この内容につきましてご審議をお願いいたします。

では、事務局、説明願います。

事務局　議案書５ページ、６ページの議案第１号をご覧ください。今月は農地法第５条の規定による許可書の取消し申請が１件ございます。

申請内容は、令和４年８月25日の総会において露天駐車場敷地として許可された案件ですが、より状態のいい駐車場が見つかったということで今回許可を

取り消すものです。

まず、農地法第５条の規定による許可申請というのが自分以外の農地を売買や貸し借りして農地以外の目的に転用する申請でございます。今回は取消し申請ということですが、農地転用許可後、農地に手を加えず、農地が許可前の状態と変わらないと認められる場合に申請による取消しが可能となっております。ご審議をお願いいたします。

村山議長　では、この案件につきまして、担当委員、説明願います。

５番　　７月21日、事務局担当職員に同行し、現地確認を行いました。駐車場敷地として転用を予定していたが、近隣に条件のよい駐車場が見つかったため、許可の取消しを申請したものです。許可前の状態と変わりなく、記載のとおり間違いありません。翌７月22日に両者に電話で確認をいたしました。よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では議案第１号「農地法第５条の規定による許可書の取消申請について」１件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この１件につきまして取り消すことに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」10件の申請が出ておりますので、ご審議をいただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　議案書の７ページ、議案第２号をご覧ください。今月の農地法第３条の規定による許可申請は10件ございます。農地法第３条に基づく許可申請は、農地を農地として売買したり、貸したり借りたりする場合の申請です。いずれの案件も農地法第３条第２項各号の不許可要件には該当せず、許可要件の全てを満たしております。主な許可要件ですが、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと、そして農作業に常時従事すること、そして周辺の農地利用に悪影響を与えないことでございます。

【議案第２号、５２番朗読】

村山議長　では、52番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２３番　　両者に会って、記載のとおり間違いないということでした。もともと譲受人が小作で受けていた土地を買い受けるということでした。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、52番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では53番説明願います。

【議案第２号、５３番朗読】

村山議長　では、53番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

２１番　　場所はナカゴグリーンパークに国道から入る右手の角地ということであります。20日に譲受人、譲渡人に電話で確認したところ記載に間違いないということで報告いただきました。以上です。よろしくお願いします。

村山議長　53番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では54番説明願います。

【議案第２号、５４番朗読】

村山議長　では、54番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

４番　　場所は東田沢です。両者に連絡を取ったんですが、譲渡人のほうは何回か電話をしたんですが、連絡が取れませんでした。その分譲受人のほうによく確認を取りました。集落の人にも少し話を伺いました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。

村山議長　では、54番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

村山議長　異議なしということでございますので、では55番説明願います。

【議案第２号、５５番朗読】

村山議長　では、55番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

７番　　両者に電話で確認いたしました。記載のとおり間違いありませんでした。よろしくお願いします。

村山議長　55番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問

ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、次に56番説明願います。

【議案第２号、５６番朗読】

村山議長　では、56番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１番　　先日22日に譲受人、23日に譲渡人と両名に確認したところ、異存ないということで確認しました。よろしくお願いします。

村山議長　56番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では57番の説明願います。

【議案第２号、５７番朗読】

村山議長　では、57番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

５番　　７月22日に両者に電話で申請欄について確認しました。よろしくお願いいたします。

村山議長　では、57番の案件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では58番説明願います。

【議案第２号、５８番・５９番朗読】

村山議長　では、この案件につきましては８番の私の担当でございますので、説明させていただきます。

この案件は、後ほど５条申請で上がってくるところの残地の部分を譲受人が引き受けるということでございます。場所については市道高山太子堂線沿いのドラックストアの裏の辺りでございます。以上です。

58番、59番につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では60番説明願います。

【議案第２号、６０番朗読】

村山議長　60番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

９番　　よろしくお願いします。今ほど事務局の説明にもありましたけれども、農地法５条の許可申請にも出ております。後ほど説明しますが、７月21日に事務局の職員と現地で確認しました。譲渡人、譲受人双方に電話で確認をして、記載

のとおりに間違いなしという了解を得ました。以上です。

村山議長　60番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では61番説明願います。

【議案第２号、６１番朗読】

村山議長　これも８番の私の担当でございますので、説明します。

場所は塚原町になりますが、譲受人の住宅、住まいの隣のところの畑だそうでございます。現在譲受人が畑を耕作しているところを今回所有権移転ということで上がってきているそうでございます。以上でございます。

61番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では議案第２号「農地法第３条の規定による許可申請について」10件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この10件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」１件の申請が出ておりますので、ご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　　10ページの議案第３号をご覧ください。今月の農地法第４条の規定による許可申請は１件でございます。農地法４条は、自分が所有する農地を自分が所有するままで農地以外の目的に転用する場合の申請でございます。

【議案第３号、６番朗読後、説明】

村山議長　では、６番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

１５番　　電話で本人に確認しました。それから、７月21日に事務局担当者と一緒に現地のほう確認してまいりました。記載のとおり間違いありませんので、よろしくお願いします。それで、この案件は違反転用でございますので、皆さんからご理解願って、賛成していただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

村山議長　では、６番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、議案第３号「農地法第４条の規定による許可申請について」１件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この１件について許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでありますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」６件の申請が出ております。この内容につきましてご審議いただきたいと思います。

では、事務局、説明願います。

事務局　11ページの議案第４号をご覧ください。今月の農地法第５条の規定による許可申請は６件でございます。農地法５条の申請は、自分以外の農地を売買や貸し借りで農地以外の目的に転用する申請でございます。

【議案第４号、３２番朗読後、説明】

村山議長　では、32番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

５番　７月21日、事務局担当職員に同行し、現地確認を行いました。申請書に記載のとおりで間違いありません。翌７月22日に両者に電話で確認いたしました。よろしくお願いいたします。

村山議長　32番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　異議なしということでございますので、では33番説明願います。

【議案第４号、３３番朗読後、説明】

村山議長　この案件も８番の私の担当でございますので、説明します。場所については先ほど３条申請が出た場所のところでございます。これは、今年10月から工事を始めて、２年くらい建築にかかり、その後職員の養成ですとかいろいろな準備も含めて、令和８年６月30日に完了したいというようなことでございました。ほかについては記載のとおりでございます。以上です。

33番の案件につきまして、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では34番説明願います。

【議案第４号、３４番朗読後、説明】

村山議長　では、34番の案件につきまして、担当委員、説明願います。

９番　　先ほど３条の60番でも説明させていただきました。21日に事務局の職員と現地を確認し、その日のうちに譲渡人に電話で確認しました。譲受人は東京の方なんですけども、宅地には陶芸施設、建物を建て、裏では畑を耕作すると。建物や畑が整備されたら週に二、三日ほど訪れて、陶芸制作をしたいというふうに申しておりました。よろしくお願いいたします。

村山議長　34番の案件につきまして担当委員より説明ございましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　ないようでございますので、では35番説明願います。

【議案第３号、３５番～３７番朗読後、説明】

村山議長　35番から36番、37番の案件につきまして、担当委員に説明願います。

２０番　　事務局の説明のとおりなんですけど、○○○○が昭和44年に設立し、その後△△△△と平成４年に合併し、それで平成10年に□□□□となっておるわけですが、この案件は○○○○の時代からの案件です。これがどうして分かったかというと、譲渡人が父親から相続したとき、賃貸借だったのを□□□□に買い取ってほしいという話があって、それで調べたら農地で転用届が出ていなかったということで申請が上がったわけですけど、私もそこへ四十何年通っていて、まさかそこが農地だったと思わなかったわけですが、始末書も出ていますし、よろしくお願いいたします。

村山議長　改めて担当委員から説明ございましたが、ご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、では議案第４号「農地法第５条の規定による許可申請について」６件の審議が終わりましたが、改めてお諮りいたします。

この６件につきまして許可することに決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように決定させていただきます。

続きまして、議案第５号、農業経営基盤強化促進法第18条第１項の規定による「十日町市農用地利用集積計画について」でございます。この利用集積計画

については、新規設定５件と再設定３件、計８件の申請が出ておりますが、この案件につきましては事務局の読み上げは行わずに、順次指名させていただきますので、担当委員の確認報告をいただき、その後最後に一括してご意見、ご質問をいただきたいと思います。また、今回時間の都合で担当推進委員ごとに全ての案件を一括で説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、事務局、概要説明お願いします。

事務局　13ページから始まります議案第５号をご覧ください。今月の農用地利用集積計画についての案件は、新規の利用権設定が５件、これは出し手、受け手相対による新規の貸し借りでございます。

続いて、15ページをご覧ください。こちら再設定ということで、期間満了を迎えた契約の再契約でございます。こちらが３件で、合計で８件でございます。８件の全てが農業経営基盤強化促進法第18条第３項の各要件を満たしていると考えます。主な要件ですけども、農地の全てを効率的に利用して耕作を行うこと、そして農作業に常時従事することでございます。

説明は、新規案件のみでございます。それでは、新規案件について会長が推進委員を指名しますので、担当地区案件を一括で報告願います。指名を受けた推進委員は、ページ番号と受付番号を読み上げてから説明をお願いいたします。

村山議長　では、これより進めさせていただきます。

では、5番推進委員、説明願います。

（推）　５番　186番の案件ですけども、譲渡人の田んぼを譲受人が5年間借りるという案件です。

（推）２６番　187番、訪問と電話で確認いたしましたけど、記載のとおり間違いないということを確認いたしました。以上です。よろしくお願いします。

（推）２１番　188番、７月21日、両名に電話で確認したところ、記載に間違いないということで確認しています。以上です。

（推）２０番　189番、次ページの190番併せて報告いたします。両者に確認を取りました。記載のとおり間違いございません。よろしくお願いします。

村山議長　では、ただいま新規設定の５件につきまして担当委員から確認報告いただきましたが、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、改めてこの計画につきましてご意見等ないようでございますので、この計画に基づいて利用権の設定について報告したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように回答させていただきます。

続きまして、日程第５、議案第６号「十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」でございます。これにつきまして審議いただきたいと思います。

まず、事務局から説明願います。

事務局　　別冊の左上に議案第６号と記載のある資料をご覧ください。こちらは農林課からの十日町市農業振興地域整備計画の変更に対する意見を求める案件となっております。１枚目が農林課から意見を求められた照会文でございまして、めくっていただきますと裏面が農業委員会の計画変更に対する意見書、そして別紙１以降が農林課からの資料を載せてございます。これから計画変更の内容につきまして、農林課担当者から説明いたします。農林課の説明に続いて担当農業委員から報告をいただく形でお願いしたいと思います。

農林課農業企画係主事　それでは、議案第６号「十日町市農業振興地域整備計画の一部変更に対する意見について」説明をさせていただきます。別冊になっております左上、議案第６号と記載のある資料をご覧ください。１枚ページをめくっていただき、別紙１をご覧ください。資料を割愛させていただいておりますが、マスタープランの変更として、農業生産基盤の整備開発計画の項目において、山ノ下地域の事業の種類が変更になったため、事業の名称を「県営農地環境整備事業」から「中山間地域総合整備事業」へ変更をしております。こちら名称変更のみとなっております。

続きまして、農用地利用計画の変更につきましては、編入案件が１件となります。付図番号１、地区の農地の編入となります。編入箇所は馬場丁892番外２筆になります。面積の合計は、2,271平方メートルとなります。編入理由は、将来にわたり農地保全活動を行い、農用地として活用していくことについて耕作者や地域の担い手による合意形成が図られたことで市の設定方針に合致する農用地となり、農振法第10条第３項第５号の規定に該当することとなったためです。以上になります。

村山議長　ただいま担当事務局、農林課のほうから説明あったんですが、担当委員から

説明願います。

２３番　先ほど農林課の方から説明あったとおりです。また、先日確認したところちゃんと管理もしてあり、記載のとおり実行できると思いますので、よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま担当委員からの説明ございましたが、この計画変更につきましてご意見、ご質問ございませんでしょうか。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでございますので、改めてこの計画に基づいて利用権の設定について報告したいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

（異議なし）

村山議長　異議なしでございますので、そのように回答させていただきます。

続きまして、日程第６、議案第７号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」でございます。

これにつきまして、事務局、農林課より説明いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

事務局　別冊の左上に議案第７号と記載のある資料と、本日配付いたしました議案第７号の補足資料、こちら２点を併せてご覧ください。

補足資料のとおり農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（案）に対する意見の聴取についてということで依頼を受けております。そして、裏面が構想案に対する意見、回答書でございます。詳細につきましては農林課の担当者から説明いたします。

農林課農業企画係主任　私のほうから議案第７号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の一部改正について」ご説明をさせていただきます。

資料は、先ほどご説明がありました右上に資料１―１、１―２、１―３と番号振ってあるものでございまして、主に説明は資料１―１によりご説明をさせていただきます。また、資料１―２が今回改正いたします当市の「基本構想」と呼んでいるものでございます。本文の赤字の箇所が今回改正を行う部分となっております。資料１―３は、改正前後の新旧対照表となりますので、こちらをご覧いただきながらご説明を聞いていただければと思います。では、説明させていただきます。

まず、資料１―１、基本構想とはという部分です。前段のほうで基本構想についてご説明をし、後段で今回の改正の概要についてご説明をさせていただき

ます。まず、基本構想についてでございますが、農業経営基盤強化促進法に基づき、都道府県が作成する基本方針に即した形で市町村が地域の実情を踏まえて独自に定めるものでございます。十日町市における10年間を見通した育成すべき農業経営体の目標設定や認定農業者の農業経営の指標などを示しておりまして、各種補助事業や資金の交付要件となる認定農業者や認定新規就農者の認定はこの基本構想に基づいて認定をしております。概ね５年おきに定期的な見直しを行うほか、今回のように法律の改正による随時の見直しを行っております。

資料１―２の右上に当市の基本構想の策定日とその後の変更の経過を記載しております。平成18年に当市の基本構想が策定され、直近では令和３年に５年ごとの見直しを行っております。この基本構想は、県が作成する基本方針に即して作成をしていることから、改正する際は新潟県の承認が必要となっております。

続いて、２番の「基本構想のつくり」でございます。基本構想の１ページが目次で、第１から第６まで構成されており、このつくりにつきましてはどこの自治体も同じつくりとなっております。内容を簡単に青字で記載しておりますが、赤字の第３から第５の部分が今回改正する項目となります。第１には当市における認定農業者の認定基準となる年間農業所得や年間労働時間の目標などが明記されています。

第２には当市における認定農業者の農業経営の指標について記載しております。第２―２には認定新規就農者の所得目標として、認定農業者の概ね５割を目標とすることを明記しております。

第３は、今回新たに追記した項目であり、後ほどご説明させていただきます。

第４には認定農業者への農地の集積目標や認定農業者の確保目標を記載しています。また、「効率的かつ総合的な利用に関する事項」は今回追記した項目でございます。

第５には利用権設定に関する事項が明記され、この後説明させていただきます。「地域計画」策定に関する事項を今回追記させていただきました。

そして、第６がその他というつくりになっております。

ここまでが基本構想の概要となりまして、裏面をご覧いただけますでしょうか。基本構想の今回の改正理由でございます。改正理由につきましては、繰り返しになりますが、基盤強化法の改正による県の基本方針の改正に伴い、当市

の基本構想を改正するものです。

下の囲みの中は、基盤強化法の主な改正内容となります。３点ございまして、１つ目はこれまでの「人・農地プラン」に代わる「地域計画」の策定が法定化されたこと、２つ目が農地バンクを主体とした農地の集約化の手法、３つ目は担い手の確保・育成です。これらの改正点を当市の基本構想へ明記するものでございます。

４番、基本構想の一部改正の概要でございます。まず、（１）の農業を担う者の確保及び育成の考え方を追記いたしました。基本構想の該当ページは17から18ページとなります。これまでは基本構想において、認定農業者及び認定新規就農者を担い手として位置づけて確保・育成をしていく考え方でありましたが、今後は認定農業者や認定新規就農者だけではなく、経営規模の大小にかかわらず、多様な経営体を「農業を担う者」として広く確保・育成していくことを明記します。また、就農希望者の受入れ体制や関係機関との役割分担、連携の考え方、市が主体的に取り組む事項などを改めて明記をいたしました。

次に、（２）、農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項の追記です。こちらはこれまでの「農地集積」中心となる経営体へ農地異動を集中させることを指しますが、今後は面的な集約に向けて、農地中間管理機構の活用により分散錯圃を解消し、担い手への農用地の連担化や団地面積の増加を図ることを明記いたしました。

（３）は、地域計画推進に関する事項の追記となりまして、地域計画策定における協議の場の設置や区域の設定、策定の進め方など地域計画策定の方針を明記いたしました。

以上が今回の基本構想の一部改正の概要となります。

最後に、５、改正の今後のスケジュールでございますが、本日この総会で意見聴取をさせていただきまして、その意見書を添付し、今月末までに県へ変更の協議を行う予定となっております。その後県から協議に対する回答が届き次第、市として告示をいたしまして、９月頃には見直しが完了するのではないかと考えております。

基本構想の一部改正の説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

村山議長　ただいま農林課の担当から説明いただきましたが、先般21日に農政審議会でもこの件につきまして審議いただき、意見等も出た中で、了承された経緯がございますが、改めてこの件につきましてご意見、ご質問ございませんでしょう

か。

（質問、意見なし）

村山議長　特にないようでしたら異議なしで回答いたしたいと思いますが、いかがでしょう。よろしいでしょうか。

（発言なし）

村山議長　では、特にご意見がないようでございますので、異議なしで回答いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（異議なし）

村山議長　では、異議がないようでございますので、そのように決定させていただきます。以上をもちまして、議案については全て終了いたしましたので、第２回総会を終了させていただきたいと思います。